

役員給与規定

財団法人京都工場保健会

第 1 章 総 則

(目的)

第 1 条 この規定は、財団法人京都工場保健会（以下財団という）の内部役員（以下役員という）の給与その他の事項を定める。

(役員の種類と適用範囲)

第 2 条 本規定にいう役員とは、評議員会で選任された常勤の理事をいう。

第 2 章 役員 の 給 与

(役員給与の決定基準)

第 3 条 役員給与は、世間水準および財団の事業収支の実績および職員給与とのバランスを考慮して、専務理事が決定する。なお、専務理事が不在の場合には、担当常務理事が決定する。

(役員給与の表示)

第 4 条 役員給与は、原則として次の通りとする。

1. 基本給
2. 理事手当（理事、常務理事、専務理事）
3. 役職手当
4. 医師手当（所長、副所長）

(通勤費の取り扱い)

第 5 条 職員の通勤手当支給規定に準じて支給する。

(役員給与の支払と控除)

第 6 条 役員給与は、暦月計算とし、職員給与の支給日に支給する。

2. 税金、社会保険料ならびに本人から申し出のあったものは、毎月の給与から控除して支給する。

(昇格、降格等による給与の変更)

第 7 条 常勤役員が、昇格または降格した場合の給与については、その役員手当に相当する金額を増減して決定する。

- 2 常勤役員が非常勤役員もしくは常勤顧問に就任したときは、その服務の実態に応じて、新しい給与額を決定する。

(長欠役員の給与)

第 8 条 役員が病気その他の事由によって3カ月以上の長期欠勤した場合の給与は、3カ月を超える月より理事手当、役職手当および医師手当を支給しない。

(役員給与の改定)

第 9 条 役員給与は、管理職の昇給を基準として、その貢献度により、職員給与改定時期に見直すものとする。

第 3 章 役 員 の 賞 与

(役員賞与の決定基準)

第 10 条 役員の賞与は、財団の収支の実績および担当職掌の成果により決定する。

2. 各役員の賞与については専務理事が決定する。

なお、専務理事が不在の場合には、担当常務理事が決定する。

第 4 章 役 員 の 退 職 金

(役員退職金の決定基準)

第 11 条 役員の退職金は、役員が退職する場合に、その在任期間中の功労に報いるために支給する。

(退職金の算定方法)

第 12 条 退職金は、当該役員が在任した期間に応じて、次の算式によって得た役員退職金額より全国労働衛生機関厚生年金基金より支給される加算部分(一時金、年金を選択した場合は一時金換算額)を控除した金額とする。

役員退職金額 = 退任時の役員給与 × 在任期間 × 1.4

在任期間に端数があるときは、月割で計算する。1 カ月未満の端数は、1 カ月に切り上げる。

(職員が役員に選任された場合の退職金)

第 13 条 職員が役員に選任された場合は、役員に選任された日をもって職員としての退職日とし職員退職金を支給するものとする。職員としての勤続年数は、本規定における在任期間に通算しない。

(功労金)

第 14 条 在任中とくに功績が著しい者には、前条の退職金に加え、功労金を支給することがある。

付 則

この規定は、平成 14 年 5 月 1 日より実施する。